

Ⅲ 介護保険課からの留意事項等について

平成28年3月18日改正

事業所・施設における事故等発生時の報告取扱規程

介護保険給付対象サービス（住宅改修を除く。）及び通所介護事業所において夜間及び深夜に提供される指定通所介護以外のサービス（以下「介護サービス」という。）の提供に際して事故が発生した場合は、介護サービスを提供する事業者または施設（以下「事業者等」という。）は、市町村へ連絡すべきことが運営基準において義務付けられています。（居宅サービス基準省令第37条第1項等）

姫路市への事故報告に関する取り扱いについては、次のとおりといたしますので、ご承知おきます。

1 報告の対象となる事故の範囲

(1) 介護サービス提供時の傷病

介護サービスの提供に際して生じた事故により、利用者が、おおむね次のような傷病を負った場合とする。なお、「介護サービスの提供に際して」とは送迎、通院等の間の事故も含み、通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は「サービスの提供中」に含まれる。

① 死亡に至る傷病

※ 事故との因果関係が疑われる場合はすべて含む。

② 骨折等の傷病で、外部の医療機関で受診を要したもの

③ 感染症若しくは食中毒等

厚生労働省通知で定める報告基準に該当する場合など、利用者等に蔓延する恐れのある場合やサービス提供の継続に支障をきたす場合とする。

[厚生労働省通知で定める報告基準]

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※ 保健所にも連絡すること。

(2) 損害賠償を要するもの

介護サービスの提供に際して生じた事故により、事業者等が利用者等に対して損害賠償請求されている、またはされる見込みのもの。

(3) その他

(1)・(2)の他、次のような案件について報告願いたい。

① 事業者等と利用者等の間でトラブルが生じている案件

② 事業者等の職員の不祥事

③ 利用者等の個人情報の漏洩

④ 事業者等における盗難事件

⑤ 消費者安全法に基づく消費者事故等に該当し、またはそれに相当するもの

2 報告の時期及び報告方法

(1) ファクシミリ報告

① 事故発生後、できるだけ速やかに、当課ホームページに掲載している「事故報告書」により、ファクシミリにて報告し、電話で着信確認を行うこと。なお、当課の事故報告書によりがたい場合、県の標準様式等にて報告しても差し支えないが、当課の事故

報告書の内容と同程度と認められる報告であれば受理する。

特に、以下に該当する場合は、速やかに電話で報告すること。

- ア 事故等により利用者が死亡したもの
- イ 特異な事由が原因と思われるもの
- ウ 利用者への身体拘束や虐待が事故の原因と思われるもの
- エ 職員の不祥事や法令違反等が原因と思われるもの

また、この様式の記載事項をすべて埋めてから報告する必要はない。(初期の報告の時点ではまだ不明な事項があるのはやむを得ない。)

なお、ファクシミリの報告書では個人情報に該当する部分(被保険者番号、氏名、要介護度等)を伏せて送信し、着信確認時に個人情報部分を口頭で伝えるなど個人情報の保護に留意すること。

利用者が姫路市外の保険者に属している場合は、当該保険者にも報告すること。

- ② 感染症等の発生時又はその疑いがある時は、速やかに当課ホームページに掲載の「感染症等の発生時又はその疑いがある際における基本的な心得」に定める対応を図ること。また、「介護保険事業者 感染症等報告書(速報)」の様式にて、第一報を当課あてにファクシミリにより報告後、電話で着信確認を行うこと。

(2) 文書報告

上記の事故報告書については、適当な時期に文書により報告すること。

報告書における報告主体(報告者)は、事業者等の代表者とし、その印を押印することを基本とする。

3 利用者等への説明

- (1) 事業者は、事故発生後、利用者やその家族に当該事故について説明しなければならない。
- (2) 事業者は、事故に関する保険者、利用者(家族を含む。)及び事業者の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付すること。
- (3) 事業者から当課あてに提出された事故報告書は兵庫県に報告される場合がある。
- (4) 本市又は兵庫県の関係機関に情報公開請求が出された際に、個人情報以外の内容(例:事業者名簿)が公開される場合がある。
- (5) 本市に姫路市個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求があった場合、同条例に規定する内容が開示される。
- (6) 消費者安全法に基づく消費者事故に該当する事故について、当該事故の情報が消費者庁に通知される場合がある。

4 報告先

姫路市介護保険課 計画・庶務担当 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

〔TEL〕 079-221-2923、2924

〔FAX〕 079-221-2925

姫路市保健所予防課 <感染症関係>

〔TEL〕 079-289-1635

〔FAX〕 079-289-0210

5 備考

以上は、基本的な取り扱いとしてお示しするものであるが、事故は多種多様であり、判断に迷うような場合も多々あると考えられる。そのような場合は、当課までご相談願いたい。

また、報告の対象ではないと考えられる事故であっても、各事業者等において記録を整備され、職員間で情報を共有するなどして、事故の未然防止に努められたい。